

# 各国のフタル酸エステル類の規制への 対応の確認はお済みでしょうか

フタル酸エステル類はポリ塩化ビニルなどのプラスチックの可塑剤として、広く使用されている物質です。しかし、乳幼児が多量の暴露を受けたときの毒性が疑われるため、**世界の各国・地域で使用を制限する動き**が広がりつつあります。

表1. 各国・地域におけるフタル酸エステル類の規制\*1

名称	略称	規制の有無			
		日本	EU	デンマーク	米国
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	DEHP	○	○	○*2	○
フタル酸ジ-n-ブチル	DBP	○	○	○*2	○
フタル酸ブチルベンジル	BBP	○	○	○*2	○
フタル酸ジイソニル	DINP	○	○	○*2	○
フタル酸ジイソデシル	DIDP	○	○	-	○
フタル酸ジ-n-オクチル	DNOP	○	○	-	○

\*1 \*2 を除き、対象は子ども向けのおもちゃなどです。基準値は各国・地域ともに 0.1% (重量比) となります。

\*2 対象は**屋内で使用されるさまざまな製品**です。**2015年12月1日施行予定**。また、デンマーク環境省は禁止措置前であってもフタル酸エステル類の含有情報を消費者に提供することが望ましいと述べており、将来的には販売に含有情報の証明書が求められることも考えられます。

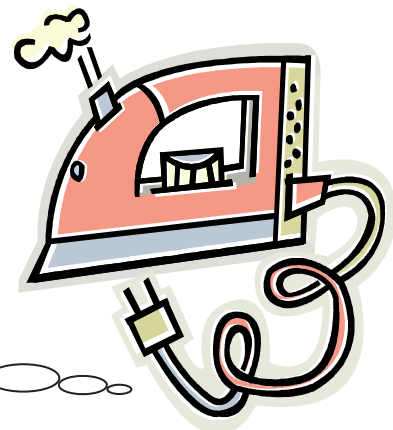
これらの基準値を超過する製品は、**販売が禁止**されることとなります。

## <サンプル例>



水道ホース、  
シャワーカーテン...

樹脂成型品、  
電気ケーブル...



当社では、フタル酸エステル類をはじめとする**製品中の有害物質分析**について実績がございます。詳しくは、当社 **環境分析部 五月女(内線377)**まで、お気軽にお問合せください。

